

非常変災時(大雨・暴風、地震 等)の措置について

令和8年(2026年)5月29日より

(1)-1 豊中市もしくは豊中市を含む地域に

「暴風警報」「暴風特別警報」

「レベル3大雨警報」「レベル4大雨危険警報」「レベル5大雨特別警報」

のいずれかが発令された場合

(1)-2 猪名川または神崎川に ※対象校のみ

「レベル3氾濫警報」「レベル4氾濫危険警報」「レベル5氾濫特別警報」

のいずれかが発令された場合

(浸水想定区域)

河川名	対象校
猪名川	原田小学校、豊島西小学校、豊島北小学校、豊島小学校、中豊島小学校、第一中学校、第四中学校、庄内さくら学園、庄内よつば学園
神崎川	豊島西小学校、豊島北小学校、豊島小学校、中豊島小学校、北条小学校、小曾根小学校、高川小学校、豊南小学校、第一中学校、第四中学校、第十二中学校、第十六中学校、庄内さくら学園、庄内よつば学園

● 登校前

- ・ 午前7時～午前10時までの間で発令中 → 自宅待機
- ・ 午前10時(气象台10時発表を含む)までに解除 → 登校(通常授業)
- ・ 午前10時を過ぎても発令中 → 臨時休業

● 登校後 → 状況により学校待機、または一斉下校の措置

※「土砂災害」及び「高潮」の各警報・注意報は関係ありません。

(2) 豊中市に

震度5弱以上の地震が発生した場合

- 登校前 → 臨時休業
- 登校後 → 状況により学校待機、または一斉下校の措置